

第386回 五島海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 : 令和3年8月26日(木) 9時45分から10時25分まで
2. 開催場所 : 五島振興局4階大会議室
長崎県五島市福江町7番1号
3. 開催通知 : 令和3年8月20日(金)
【発送年月日:令和3年8月20日(金)】
4. 公示日 : 令和3年8月20日(金)
5. 公示方法 : 五島振興局掲示板に掲示するとともに、長崎県庁、県北振興局、
杵岐振興局、対馬振興局ならびに管内各市町、各漁業協同組合に
公示を依頼した。
6. 出席委員 : 熊川会長、太田委員、吉村委員、有川町漁業協同組合委員、
草野委員、松尾委員、大久保委員、高山委員、田端委員
7. 欠席委員 : 川上委員
8. 臨席者 : 漁業振興課 光永係長、伊藤主任技師
9. 事務局 : 富永事務局長、大隈次長、竹本係長、中島書記
10. 議題 :
 - 第1号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について
(諮問)
 - 第2号議案 小型いかつり漁業(県内)の新規許認可にかかる制限措置等の公示の
内容を定める諮問の手続きについて(諮問)

第386回 五島海区漁業調整委員会 議事録

日時：令和3年8月26日(木) 9時45分から10時25分まで

場所：五島振興局4階大会議室 長崎県五島市福江町7番1号

事務局	<p>それでは、定刻となりましたので、ただいまから、第386回五島海区漁業調整委員会を開催します。</p> <p>開会にあたりまして、熊川会長からご挨拶をお願いします。</p>
熊川会長	<p>(挨拶)</p> <p>今回委員会では、太田委員、吉村委員、高山委員、有川町漁業協同組合委員、松尾委員はテレビ会議システムによりご出席されておりますが、出席者が一堂に会するのと同等に適時的確な意見表明が互いにできる状態にあることを確認しております。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>なお、本日は議案についての説明のため、長崎県水産部漁業振興課から担当が出席していますのでご紹介します。</p> <p>漁業振興課の光永係長と伊藤主任技師です。</p>
光永係長	<p>(挨拶)</p>
伊藤主任技師	<p>(挨拶)</p>
熊川会長	<p>それでは、議事に入ります前に、本日の委員の出欠について、事務局より報告願います。</p>
事務局	<p>本日は、9名の委員が出席されています。</p> <p>出席者が過半数を超えていますので、漁業法第145条の規定により、委員会が成立していますことをご報告します。</p>
熊川会長	<p>これより議事に入ります。今回の議事録署名人を指名したいと思います。慣例に従いまして、今回は「太田委員」と「松尾委員」にお願いしたいと思います。ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なし</p>

熊川会長	ご異議もないようですので、今回の議事録署名人は、「太田委員」と「松尾委員」にお願いします。
熊川会長	<p>本日の議案は、お手元の資料にもありますとおり、</p> <p>第1号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について（諮問）</p> <p>第2号議案 小型いかつり漁業（県内）の新規許認可にかかる制限措置等の公示の内容を定める諮問の手続きについて（諮問）</p>
熊川会長	<p>それでは、第1号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について（諮問） を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>お手元の資料の2ページをご覧ください。県知事から諮問文となりますが、ページ左側は本庁専決許可、右側は五島振興局専決許可に関する諮問文となります。</p>
事務局	<p>それでは、左側の本庁専決許可に関する諮問文と、続けて五島振興局専決許可に関する諮問文を朗読させていただきます。</p> <p>（諮問文朗読）</p> <p>説明は、先に本庁専決許可分については漁業振興課から、引き続き振興局専決許可分については五島振興局からいたします。</p>
漁業振興課	<p>本庁専決許可に関する諮問について説明いたします。</p> <p>（資料説明）</p>
事務局	<p>次に、五島振興局専決許可分について五島振興局から説明いたします。</p> <p>（資料説明）</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
事務局	<p>本庁専決許可分及び、五島振興局専決許可分の各諮問について、ご審議のほどよろしくお願いします。</p>
熊川会長	<p>第1号議案について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。</p>
各委員	<p>（意見、質問等なし）</p>

熊川会長	他にご意見、ご質問等もないようですので、第1号議案について、採決に入ります。
熊川会長	第1号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について(諮問) につきまして、原案どおりとして差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
熊川会長	ご異議もないようですので、 第1号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について(諮問) につきまして、原案どおりとして差し支えない旨、答申することに決定します。 以上で、第1号議案を終了します。
熊川会長	次に、第2号議案 小型いかつり漁業(県内)の新規許認可にかかる制限措置等の公示の内容を定める諮問の手続きについて(諮問) を上程します。 事務局の説明を求めます。
事務局	お手元の資料13ページをご覧ください。県知事諮問文が届いていますので、朗読させていただきます。 (諮問文朗読) 説明は、漁業振興課からいたします。
漁業振興課	(資料説明) 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。
熊川会長	第2号議案について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。
各委員	(意見、質問等なし)
熊川会長	他にご意見、ご質問等もないようですので、第2号議案について、採決に入ります。
熊川会長	第2号議案 小型いかつり漁業(県内)の新規許認可にかかる制限措置等の公示の内容を定める諮問の手続きについて(諮問) につきまして、原案どおりとして差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員	異議なし
熊川会長	<p>ご異議もないようですので、 第2号議案 小型いかつり漁業(県内)の新規許認可にかかる制限措置等の公示の内容を定める諮問の手続きについて(諮問) につきまして、原案どおりとして差し支えない旨、答申することに決定します。 以上で、第2号議案を終了します。</p>
熊川会長	<p>これで、本委員会で予定していました議題はすべて終了しました。委員の方から、何かご意見ご質問等がありましたらご発言をお願いします。</p>
各委員	(意見、質問等なし)
熊川会長	<p>他に、ご意見、ご質問等もないようですので、事務局から何かございませんか。</p>
事務局	<p>次回の開催予定は、9月16日となっております。 議案は、長崎県資源管理方針の変更について(諮問)、五島海区漁場計画(案)について(諮問)、定置漁業の免許について(諮問) を予定しています。</p>
熊川会長	<p>このことについて、委員の方からご意見、ご質問等ございませんか。</p>
各委員	(質問、意見等なし)
熊川会長	<p>他に、ご意見、ご質問等もないようですので、以上をもちまして本委員会を終了します。 お忙しい中のご出席、ありがとうございました。</p>